

国土交通省土地・建設産業局 建設業課から

「地方公共団体における平準化の取組事例について」送付の際の

連絡（メール）文書、以下に抜粋

---

建設業団体 ご担当者 様

標記の件につきまして、国交省より下記 URL 及び別添を含めて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、これまで、地方公共団体に対して、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け総行第231号・国土入企第14号）や「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行第19号・国土入企第15号）等で債務負担行為の活用などにより取り組むよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第20条第2項に基づき要請してきたところです。

これに加えて、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成28年2月17日付け総行第41号・国土入企第17号）において、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関して、地方公共団体において契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であることなどについて周知したところです。

また、昨年4月には、施工時期等の平準化にあたり、地方公共団体からは、「取組を進めるに当たって他都道府県を取組事例を参考にしたい」などの意見が寄せられていることを受け、これらのニーズに対応するため、「地方公共団体における平準化の取組事例について」を作成し、公表したところです。

発注・施工時期等の平準化に向けた取組は地方公共団体に広げることが重要であることを踏まえ、昨年に引き続き、地方公共団体が取り組む事例を収集し、第2版を取りまとめたところです。今回の事例集は、都道府県が取り組む事例だけでなく、市区町村が取り組む事例も収集し、更なる充実化を図っています。

本事例集については、昨日、都道府県宛てに周知致しましたのでお知らせいたします。貴団体におかれてもご参考となれば幸いです。

【参考】

国土交通省HP

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000105.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000105.html)

宜しく願いいたします。

